

令和6（2024）年度 第1回地域包括支援センター運営協議会 議事要旨

- 1 開催日時 令和6（2024）年10月16日（水）午後3時から午後4時30分まで
- 2 開催場所 市役所4階 4-3、4-4会議室
- 3 出席者 **【委員：11名】**
阿部委員、杉本委員、山田委員、松木委員、笠原委員、藤田委員、
松崎委員、品田（恵）委員、小林委員、村田委員、品田（峰）委員
【事務局職員：10名】
福祉保健部 宮川部長
介護高齢課 尾崎課長、金子（保）課長代理、金子（智）課長代理、佐原係長、
直井主任、大矢主任、伊藤主任、市川主査、田中主事
- 4 会議資料
 - （1）令和6（2024）年度 第1回地域包括支援センター運営協議会 次第
 - （2）地域包括支援センター運営協議会委員名簿
 - （3）資料1 令和6（2024）年度 地域包括支援センター運営協議会の所掌事務について
 - （4）資料2 令和6（2024）年度 地域包括支援センターの業務について
 - （5）資料3-1 令和6（2024）年度 地域包括支援センターにおける包括的支援事業実施方針
 - （6）資料3-2 令和6（2024）年度 地域包括支援センターの重点的活動
 - （7）資料4 令和6（2024）年度 地域包括支援センターの職員配置について
 - （8）資料5-1 令和5（2023）年度 地域包括支援センター活動報告 分析資料
 - （9）資料5-2 令和5（2023）年度 地域包括支援センター活動報告 集計表
 - （10）資料5-3 令和5（2023）年度 地域包括支援センター業務チェックまとめ
 - （11）資料5-4 令和5（2023）年度 高齢者虐待の状況
 - （12）資料6 令和5（2023）年度 地域包括支援センター収支決算報告書
 - （13）資料7-1 令和5（2023）年度 認知症初期集中支援推進事業活動報告
 - （14）資料7-2 令和5（2023）年度 認知症地域支援・ケア向上事業活動報告
- 5 会議内容
事務局である尾崎課長が次第に沿って会を進行する。
 - （1）開会の挨拶
宮川福祉保健部長が挨拶。

(2) 正副会長の選出

会長に阿部亮委員、副会長に山田和正委員が選出。

(3) 令和6（2024）年度 地域包括支援センター運営協議会の所掌事務について

資料1に基づき、事務局が説明。

【意見・質疑応答】なし

(4) 令和6（2024）年度 地域包括支援センターの業務について

資料2に基づき、事務局が説明。

【意見・質疑応答】なし

(5) 議事

阿部会長が次第に沿って議事を進行する。

報告事項

ア 令和6（2024）年度 地域包括支援センター実施方針及び重点的活動について

資料3 - 1、3 - 2に基づき、事務局が説明。

(委員)

資料3 - 1 I 方針の趣旨について、見え消しの線が残っている。

(事務局)

修正ミスのため、訂正する。

(委員)

資料3 - 1 III 1（1）自助～笑顔で過ごせる自分づくり～に「地域資源の把握に努め、圏域の特性に合わせた地域づくり・介護予防に向けた啓発活動介護予防の啓発や介護予防の活動の場の支援を行う。」とあるが、表現が分かりづらい。地域の特性に合わせた介護予防の啓発活動を行い、また介護予防に関する取組の場を支援するという趣旨でよいか。

(事務局)

そのとおり。文章の表現については精査し、分かりやすい表現に努める。

イ 令和6（2024）年度 地域包括支援センターの職員配置について

資料4に基づき、事務局が説明。

【意見、質疑応答】なし

ウ 令和5（2023）年度 地域包括支援センターの活動報告について

資料5 - 1、5 - 2に基づき、事務局が説明。

【意見、質疑応答】

(委員)

資料５－２について、Ⅰ１（１）③相談実績（相談形態別）と④相談実績（相談者区分別）は、延べ人数の合計が一致しているが、⑤相談実績（相談内容区分別）は人数が多い。複数回答になっているのか。

(事務局)

そのとおり。

(委員)

資料５－２　Ⅰ１（１）総合相談件数を見ると、高齢者人口と相談件数が比例していないことが分かる。例えば、中圏域は、高齢者人口が６，０００人を超え、一番多い圏域だが、相談件数では真ん中に位置している。潜在ニーズが多いのか、それとも若くて元気な高齢者が多いのか等、中圏域に限らず圏域ごとの違いをどのように捉えているか。

(事務局)

相談件数は、昨年度と比較して全体的に若干の減少傾向。地域包括支援センターへの相談に対して抵抗がある圏域も見受けられたり、圏域によって特色がある。相談形態についての主な特色は、資料５－１　Ⅰ１（１）③に記載している。

(委員)

資料５－１　Ⅳ介護予防ケアマネジメント及び指定介護予防支援において、訪問介護を利用する介護予防ケアマネジメントよりも福祉用具貸与を利用する指定介護予防支援の件数が増加しているという説明だったが、理由が分かれば教えていただきたい。

(事務局)

介護予防ケアマネジメントは、訪問介護や通所介護のみを利用する方のケアプラン作成。指定介護予防支援は、訪問介護や通所介護を利用しており、なおかつ福祉用具貸与や訪問看護等を利用する方のケアプラン作成。そのため、訪問介護の利用者が減少しているわけではない。

(委員)

資料５－１は、令和５（２０２３）年度までの資料であるが、今年度から法改正により居宅介護支援事業所が介護予防支援の指定を受け、プラン作成を行うことが可能となった。このことから、今年度以降は、指定介護予防支援の委託率も下がっていく見込みになるのか。それとも今後も委託率は上がっていくのか。

(事務局)

指定介護予防支援については、当市において現時点で１７の居宅介護支援事業所が指定を受けている。各事業所から毎月報告をいただいているが、直接ケースを持つ割合が月ごとに高くなってきている。現在は、２７．４％。なお、介護予防ケアマネジメントについては、居宅介護支援事業所が直接担当できないため、これまでどおり地域包括支援センターが担当

しつつ、一部を居宅介護支援事業所へ再委託することになる。介護予防ケアマネジメントの委託率も近年増加傾向にあるため、指定介護予防支援と介護予防ケアマネジメントの合計の委託率としては、今後も増加していく見込み。

資料5 - 3、5 - 4に基づき、事務局が説明。

【意見、質疑応答】

(委員)

資料5 - 3について、全国的な指標を用いていると思うが、7つの地域包括支援センターが集まって全体的なヒアリングを行っているか。また、そういう場が設けられているのであれば、地域包括支援センターごとの特性や地域課題等を教えていただきたい。

(事務局)

地域包括支援センターに対して行っている調査は、国の指標に基づく調査と、国の指標以外の市独自で評価項目を設定した調査の2種類があるが、今回は後者の調査結果。結果について疑義が生じる場合は、当該地域包括支援センターに対して個別に確認したり改善を求めたりしている。なお、調査結果については、地域包括支援センター連絡会にて報告している。

(委員)

資料5 - 4 1 虐待相談・通報件数について、各圏域において相談件数に違いはあるのか。あるとすれば、高齢者虐待防止に向けての啓発活動がどのように取り組まれているのか。

(事務局)

資料5 - 2 I 2 (1) 高齢者虐待の防止及び対応に圏域ごとの対応件数が載っている。この数字は虐待の疑いも含むため、資料5 - 4の数字とは一致しない。中圏域や西あかさかやま圏域は、延べ対応回数が多い傾向。虐待と思われるケースでも総合相談の中で対応したりするケースもあるため、この数字から傾向を読み解くのは少し難しいが、比較的市街地の方が件数として多い印象。

啓発活動については、例年、虐待防止ネットワーク連絡会を開催し、研修を行っている。虐待を発見するのは、身近なケア担当者が非常に多く、そういう方から研修に参加していただき、啓発している。昨年度は、居宅系のサービス担当者を対象に開催し、今年度は施設系の担当者を対象に開催した。今年度からマニュアルの改訂も行った。

(委員)

資料5 - 3 V 多職種協働による地域包括支援ネットワークの構築について、複数の項目において△がついている地域包括支援センターがあるが、全て同じ地域包括支援センターなのか、項目ごとに異なるのか。もし、全て同じ地域包括支援センターであればフォローが必要と思われる。

(事務局)

御指摘いただいた部分は同じ地域包括支援センターになるが、令和5（2023）年度か

ら受託法人が変更となったため、今回△が多くなっている。市としても継続してサポートをしているため、来年度の調査では○になる見込み。

(委員)

資料５－３ Ｖ⑨「在宅医療・介護連携支援センターの相談窓口を活用している」の項目について、△と回答した地域包括支援センターが４つあり、他の項目と比較しても多く感じる。理由はあるのか。

(事務局)

医療が必要な方の連携について、在宅医療・介護連携支援センターを活用せずとも地域包括支援センターで対応が可能だったという理由により△になっている。活用しなかったというよりは活用する機会や事例がなかったことによるもの。評価項目は市独自のため、今後必要に応じて見直しを行う。

(委員)

資料５－４ ９ 虐待者と被虐待者との続柄について、その他の欄があるが、どういう方か。

(事務局)

遠い親戚の方等である。

(委員)

資料５－４ 虐待の状況について、生命に危険があるような場合には、分離のために措置入所が可能かと思うが、令和５（２０２３）年度はなかったか。

また、施設入所の際の輪番制はまだ継続しているのか。

(事務局)

やむを得ない事由による措置入所については、対応している中で入院となったり、支援者の方の協力で通常の施設入所につながったりするケースがほとんどであり、令和５（２０２３）年度の件数としては０件であった。

輪番制については、現在も継続しており、実際に措置入所となる際は、特別養護老人ホームに対して依頼する体制が整っている。

エ 令和５（２０２３）年度 地域包括支援センターの収支決算について

資料６に基づき、事務局が説明。

【意見、質疑応答】なし

オ 令和５（２０２３）年度 認知症総合支援事業の活動報告について

資料７－１、７－２に基づき、事務局が説明。

【意見、質疑応答】なし

(6) 事務連絡

- ・委員報酬等の支給日は11月21日(木)の予定
- ・第2回地域包括支援センター運営協議会は、来年の2月26日(水)又は3月12日(水)の予定

(7) 閉会

尾崎課長が挨拶。